

ふじのくにスポーツボランティア運営・活動規則

目次

- 第1章 総則（第1条－第2条）
- 第2章 事業（第3条）
- 第3章 登録（第4条－第11条）
- 第4章 活動（第12条－第15条）
- 第5章 主催者（第16条－第18条）
- 第6章 その他（第19条－第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則（以下、「本規則」という。）は、静岡県内で開催されるスポーツ大会やイベント（以下、「スポーツ大会等」という。）において活動するふじのくにスポーツボランティア（以下、「スポーツボランティア」という。）に関し、静岡県の事業、スポーツボランティアの活動、並びに静岡県にスポーツボランティア活動の情報提供を依頼する者（以下、「主催者」という。）の責務等について定めるものです。

（定義）

第2条 本規則において、スポーツボランティアとはスポーツ大会等で活動するボランティアであって、第4条により登録された者を指します。

第2章 事業

（事業）

第3条 静岡県は、以下の事業（以下、「本事業」という。）を行うものとします。

- (1) スポーツボランティアの登録及び退会に関すること
- (2) スポーツボランティアの資質向上に関すること
- (3) スポーツボランティアへのボランティア活動の情報提供に関すること
- (4) その他スポーツボランティアの運営に必要な事業に関すること

2 静岡県は、次の各事項のいずれかに該当する場合、本事業を中断又は中止することができるものとします。

- (1) 本事業の提供に必要な設備の保守、点検又は工事のため、静岡県が運営するサイト（以下、「専用サイト」という。）が使用できない場合
- (2) 何らかの理由によって電気通信事業者が提供する電気通信事業が中断又は中止された場合
- (3) その他、本事業の中断又は中止が不可避と静岡県が判断した場合

3 静岡県は、前項に定める本事業の中断又は中止をする場合、事前にその日時、期間等をスポーツボランティアに通知します。ただし、事前に通知ができない合理的な理由がある

場合はこの限りではありません。

- 4 静岡県は、本事業の中断、中止に基づいてスポーツボランティアに何らかの損害が生じたとしても、これについて一切の責任を負いません。

第3章 登録

(登録)

第4条 スポーツボランティアとして活動しようとする者は、静岡県が別に定める募集フォームにより登録申込みを行い、静岡県により登録の承認を受ける必要があります。

- 2 スポーツボランティアへの登録を行う者は次の全ての条件を満たす者としします。

- (1) 18歳以上（高校生は不可）の個人であること
- (2) 日本国籍を有すること又は日本への在留資格を有すること
- (3) 日本語による簡単な会話や文書でのやり取り（意思疎通）ができること
- (4) スポーツ大会等の成功に向けて、情熱を持って最後まで役割を全うできること
- (5) お互いを思いやる心を持ち、チームとして活動できること
- (6) 静岡県と電子メール・インターネットを使ったやり取りができること
- (7) 商業目的等を有していないこと
- (8) 登録の申込内容に虚偽の記載がないこと
- (9) 過去に静岡県から登録を取り消され、又は退会処分を受けたことのないこと
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと
- (11) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと

- 3 登録は静岡県が、電子メールで登録申込者に承認を通知することによって完了します。なお、登録後にスポーツボランティアが前項各号の条件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、静岡県は当該スポーツボランティアの登録を取り消すことができるものとします。

- 4 スポーツボランティアは、登録した情報に変更が生じた場合、速やかに登録内容を変更するものとします。変更の登録がなされなかったことにより当該スポーツボランティアに損害が生じたとしても、静岡県は一切責任を負いません。

(費用)

第5条 第4条の登録にかかる費用は無料です。

(静岡県からの通知)

第6条 静岡県は、スポーツボランティアに対し通知が必要な事項がある場合、専用サイトに掲載する方法により随時通知します。

(スポーツボランティアの義務)

第7条 スポーツボランティアは、本規則及びその他静岡県が通知する事項を遵守し、本事業の妨げになる行為を行わないものとします。又、スポーツボランティアは、スポーツ大会等に積極的に参加するものとします。

2 スポーツボランティアは、次の各項目の行為を行うことはできません。

- (1) 本規則に違反する行為
- (2) 本事業の安定した運営を妨害する行為
- (3) 法令又は公序良俗に違反する行為
- (4) 犯罪行為又はそのおそれのある行為
- (5) 静岡県又は第三者が有する著作権、商標権、特許権等の知的財産権を侵害する行為
- (6) 静岡県、他のスポーツボランティア、第三者の信用若しくは名誉を毀損し、又は第三者のプライバシー若しくは肖像権その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (7) 本事業によりエントリーをした活動によって得た物品又は情報等を営利目的その他静岡県が許諾していない態様で取得、利用、販売等する行為
- (8) 宗教団体の布教・勧誘行為、又は政治団体の宣伝行為
- (9) その他、静岡県が合理的な理由に基づきスポーツボランティアとして不適切と判断する行為

(損害賠償)

第8条 スポーツボランティアは、自己の責めに帰すべき事由により静岡県又はその他の第三者に対して損害を与えた場合、これを賠償する責任を負います。

(譲渡禁止)

第9条 スポーツボランティアは、本事業その他本規則上の地位を、有償無償問わず、第三者に譲渡、贈与、貸与又は相続することはできません。

(退会)

第10条 スポーツボランティアは、以下の事由が生じた時点をもって退会とするものとします。

- (1) スポーツボランティアが自ら静岡県に退会の意思表示をし、それが承諾された場合
- (2) スポーツボランティアが死亡した場合
- (3) 第7条に定めるスポーツボランティアの義務の不履行があり、静岡県が退会処分とした場合

(個人情報)

第11条 静岡県は、スポーツボランティアから得た個人情報について、「ふじのくにスポーツボランティアに関する個人情報の取扱いについて」に基づき、プライバシー保護に努めております。スポーツボランティアは、本規則への同意によって、自らの個人情報が取り扱われることについて承諾したものとします。

2 スポーツボランティアの情報は、静岡県が保管・管理します。

3 スポーツボランティアの情報の一部を統計用データとして使用することがありますが、個人が特定される方法での使用はいたしません。ただし、刑事訴訟法その他の法令に基づき開示を求められた場合には、利用者自身の同意なく個人情報を開示・提供することがあ

ります。

第4章 活動

(活動)

第12条 スポーツボランティアは以下のことを行うものとします。

- (1) 主催者が運営するスポーツ大会等の運営補助に関すること
- (2) その他、スポーツの振興を図る活動に関すること

(活動内容)

第13条 スポーツボランティアでボランティア活動を希望する者（以下、「ボランティアスタッフ」という。）が従事するスポーツ大会等の具体的な活動内容については、主催者から通知するものとし、いかなる活動も、主催者が定める諸規則に従うものとします。

(活動日・活動場所・活動時間等)

第14条 活動日、活動場所や活動時間等は、主催者からボランティアスタッフに対して通知します。

(活動についての心構え)

第15条 ボランティアスタッフとしての活動に際しては、以下の点を意識するものとします。

- (1) 温かい笑顔とさわやかな態度で、心を込めて活動すること
- (2) 観客等への説明については、専門用語や略語などはできるだけ避け、分かり易く話すことを心がけ、時・場所・目的に合った言葉を使用すること
- (3) ボランティアスタッフも主催者の一員であると自覚し、対外的には個人的な言動は控え、相応しい活動を行うこと
- (4) 自身に任された仕事・担当は最後まで責任を果たすよう取り組むこと
- (5) ボランティアスタッフの輪を広げるためにも、新規メンバーが入りやすい、明るく和やかな雰囲気づくりに努めること。又、経験の浅いメンバーについては、チームとしてサポートすること
- (6) ボランティアスタッフの言動が、主催者や活動そのものに支障をきたすことないように、十分に配慮すること
- (7) 健康管理や事故防止に十分に留意すること
- (8) ボランティアスタッフとしての活動に関し不明な点やトラブルなどが発生した場合、又は、個人的な事情などで持ち場を離れる必要が生じた場合などは、個人で判断せずに、主催者や他のボランティアスタッフに速やかに報告・連絡・相談すること
- (9) 活動中の携帯電話の使用、喫煙、飲食は原則禁止しますが、主催者の許可がある場合は、ボランティアビブスやスタッフ証等を外して行うこと
- (10) 遅刻、欠席する場合は、必ず、主催者に連絡すること

なお、無断欠席等があった場合は、以後の本活動への参加を制限する場合があること

第5章 主催者

(依頼できるスポーツ大会等)

第 16 条 主催者が静岡県にスポーツボランティアによるボランティア活動の情報提供を依頼できるスポーツ大会等は以下のとおりとします。

- (1) 静岡県が主催するスポーツ大会等
- (2) 静岡県が、共催・後援・協力するスポーツ大会等
- (3) その他、静岡県が協力する必要があると判断するスポーツ大会等

(依頼方法)

第 17 条 主催者は、以下の手続によりスポーツボランティア活動の情報提供を依頼するものとします。

- (1) 主催者は、スポーツボランティア募集情報掲載依頼書に必要事項を記入し、原則、スポーツ大会等の 10 週間までに、静岡県に提出します。
- (2) 静岡県は、依頼内容が適切であると判断した場合、主催者と調整の上、スポーツボランティアに対し、当該スポーツ大会等のボランティアスタッフの募集を通知します。スポーツボランティアからの応募は、主催者が直接受け付けるものとします。なお、応募者多数等におけるスポーツボランティアの選考は主催者が行うものとします。
- (3) 主催者は、ボランティアスタッフに具体的な活動内容等を伝え、必要に応じて事前の説明会を行います。
- (4) 主催者は、スポーツボランティア活動報告書を事業終了後 1 か月以内に静岡県へ提出するものとします。

(主催者の責務)

第 18 条 主催者は、スポーツボランティアに生じた不測の事態に対し責任を持つものとし、ボランティア活動保険等に加入するものとします。

第 6 章 その他

(本規則の変更)

第 19 条 静岡県は、スポーツボランティアの事前の了承を得ることなく、自らの裁量により、本規則を随時変更することができ、変更後の本規則は、専用サイト上に掲載した日から効力を生じるものとします。

(協議事項)

第 20 条 本規則に定めのない事項又は本規則の解釈について疑義が生じた場合、スポーツボランティア、静岡県、並びに主催者は誠意を持って協議の上これを解決するものとします。

(施行期日)

附則

本規則は令和 4 年 1 月 21 日から施行します。